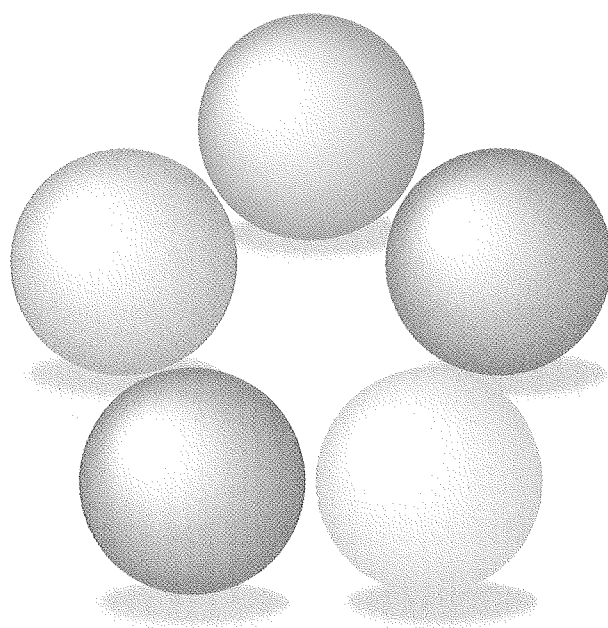


第2次つるが男女共同参画プラン



敦 賀 市



第2次つるが男女共同参画プラン策定にあたって



少子高齢化、雇用の変化、グローバル化の進展など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくためには、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

本市では、平成14年に「つるが男女共同参画プラン」を策定（平成19年改定）し、平成16年には「敦賀市男女共同参画推進条例」を制定、また「敦賀市男女共同参画推進員」を設置しました。さらに、平成17年には「男女共同参画都市」を宣言するなど、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ってまいりました。

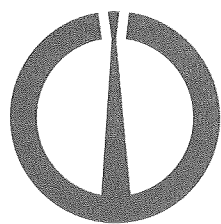
このような中、今回策定しました「第2次つるが男女共同参画プラン」は、地域が抱える課題解決のためには、男女共同参画の考え方を持った実践活動が不可欠であることから、市民、地域、事業所、行政などあらゆる主体があらゆる場面で行動できる実効性のあるプランへと全面的に改定いたしました。

今後は、このプランに基づき、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会形成への行動を実行するため、市においてもあらゆる施策に男女共同参画の視点で取り組むなど、推進体制の強化を図っていきたいと考えております。

最後に、このプランの策定にあたり、熱心にご審議をいただきましたつるが男女共同参画プラン策定委員会委員、敦賀市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民説明会などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも男女共同参画の更なる推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

敦賀市長 河瀬 一治



「敦賀市男女共同参画都市宣言」

わたしたちは、いきいきと豊かに暮らせる社会を築くため、社会のあらゆる分野に参画できるまちづくりをめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

世界に心^{ひら}拓く 港まち敦賀
古き歴史を礎^{いしずえ}に 未来へはばたく男^{ひと}と女^{ひと}
愛と信頼^{はぐく}育みつ 男^{ひと}と女^{ひと}が尊重し合い
家庭で 地域で 職場で
一緒に築こう 男女共同参画社会
このまち敦賀が すきだから

平成17年6月28日

敦賀市



目 次

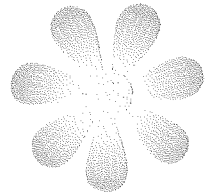
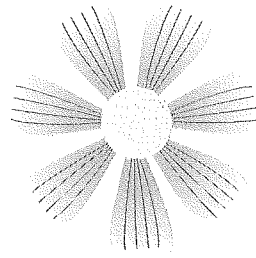


1 第2次つるが男女共同参画プラン策定の趣旨	1
(1) プラン策定の背景	
(2) 世界と国、県そして敦賀市の動向	
2 第2次つるが男女共同参画プランの概要	5
(1) プランの役割	
(2) プランの期間	
(3) プランの特徴	
(4) プランの体系	
3 基本目標	
(1) 男女の人権尊重の意識をつくる	13
(2) 男女共同参画のための生活環境を整える	20
(3) 男女共同参画のための仕事環境をつくる	27
(4) 男女共同参画のまちづくりを推進する	35
◎男女共同参画の視点を取り入れた推進体制	40
*基本目標における わたしたちに求められる行動/ 施策に関する数値指針	45

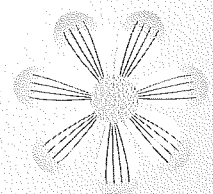
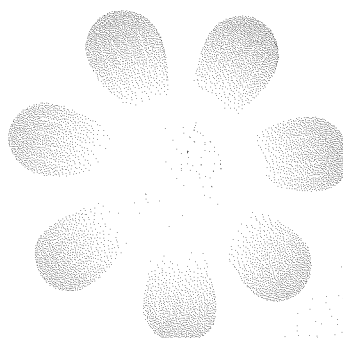
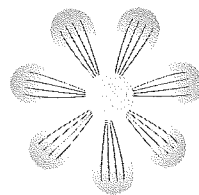
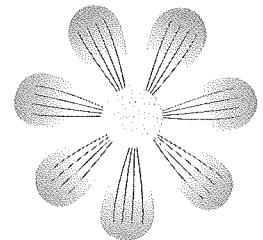
資 料

- 平成21年実施男女共同参画に関する意識調査結果（抜粋）
- 第3次男女共同参画基本計画概要
- 男女共同参画社会基本法
- 敦賀市男女共同参画推進条例
- 第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会委員名簿
- 第2次つるが男女共同参画プラン策定にかかる経緯

注) 本文中に出てくる表等で注釈のないものについては、平成21年8月に実施した市民及び事業所意識調査の結果によるものです。



第2次
つるが男女共同参画プラン策定の
趣旨



1. 第2次つるが男女共同参画プラン策定の趣旨

(1) プラン策定の背景 ～みんなで考え、行動するための独自の計画～

男女共同参画の推進は現在、いろいろな意味で節目を迎えています。

男女共同参画社会基本法が施行されたのが平成11年(1999年)6月23日、男女共同参画基本計画が策定されたのが翌平成12年で、現在まで約10年が経過しました。その間、男女共同参画に関する取り組みは国だけでなく県や市でも進められ、大きな成果を挙げました。この10年間を振り返り、残された課題と新たなテーマに取り組むという意味で、節目と考えられます。

特に今後は男女共同参画のさらなる推進に向けて、国や県、市町村、地域、事業所、そして市民がそれぞれ、個々の置かれた環境に応じた独自の取り組みが求められています。今までは、講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心にしてきましたが、これからは、それぞれが抱える具体的な課題を、男女共同参画の考え方をもちて解決していこうという実践的活動が必要になってきています。すなわち「みんなで考え、行動すること」です。男女共同参画社会の考え方や法律・計画もまた「考え、行動するための枠組」にする必要があります。

また具体的な問題としては近年、DV(ドメスティック・バイオレンス、15ページの解説参照)などが増えてきました。これらは個々に対応することが求められ、特に自治体の取り組みが重視されています。そこで今後は国や県だけでなく、市が率先して男女共同参画の推進体制を強化すべき時期を迎えたという意味でも、節目となります。

こうした節目を迎える中で、今回のプラン策定となりました。敦賀市で初めての男女共同参画基本計画となる「つるが男女共同参画プラン」の策定が平成14年、そして平成19年に改定されています。男女共同参画を推進する上で原点となるものは変わりませんが、今回は新しい時代に応じた男女共同参画社会を構築するために、「みんなで考え、行動する計画」そして「市の状況に応じた独自の計画」を特徴とした「第2次つるが男女共同参画プラン」へと全面的に改定しました。

こうした特徴を活かすために、今回のプランは様々な分野から参画を得た「第2次つるが男女共同参画プラン策定委員会」を中心に策定を進めました。また関係者や市民からの意見・提案を広く取り入れるため詳細なアンケート調査を始めパブリック・コメントによる意見募集、関係機関や専門家からの意見に加え、地域でも意見交換会を行いました。さらに今回は初めて数値指針を取り入れ、プランの進捗状況が明確に把握できるよう工夫しました。

こうして行政の考え方だけでなく市民や事業者の視点を取り入れることで、「みんなで考え、行動するための独自の計画」としました。

第2次つるが男女共同参画プランの特徴

- ・みんなで考え、行動する計画
- ・敦賀市の状況に応じた独自の計画
- ・数値指針を取り入れ、成果を重視した計画

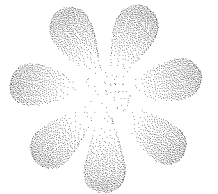
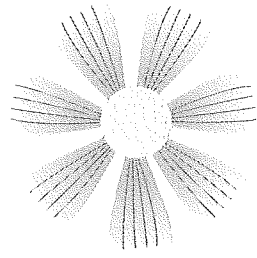
第2次つるが男女共同参画プラン策定の趣旨

(2) 世界と国、県そして敦賀市の動向

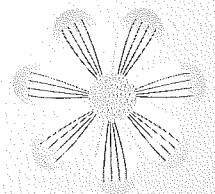
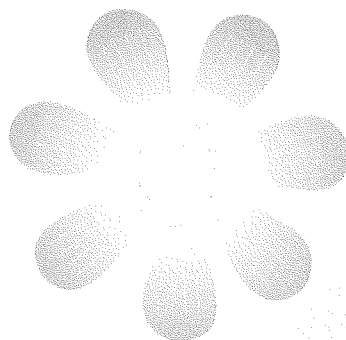
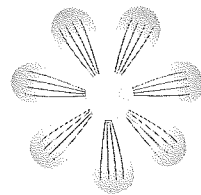
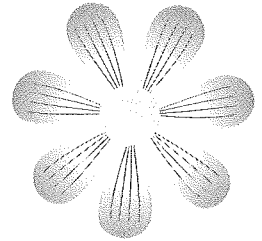
男女共同参画に関する国際的な情勢や国内、福井県、敦賀市の取り組みを簡単に以下の表にまとめました。

年	世 界	日 本
1975 (昭 50)	国連「国際婦人年」 第1回世界女性会議開催（メキシコシティー） 「国連女性の10年」宣言（76～85年）	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置
1977 (昭 52)		「国内行動計画」策定
1979 (昭 54)	国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	
1981 (昭 56)		
1983 (昭 58)		
1985 (昭 60)	第3回世界女性会議開催（ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 国籍法の改正・男女雇用機会均等法制定
1987 (昭 62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988 (昭 63)		
1989 (平元)		
1993 (平 5)		
1994 (平 6)		総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組 「男女共同参画審議会」設置
1995 (平 7)	第4回世界女性会議開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	
1996 (平 8)		「男女共同参画2000年プラン」策定
1998 (平 10)		
1999 (平 11)		「男女共同参画社会基本法」制定
2000 (平 12)	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施促進のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「男女共同参画基本計画」策定
2001 (平 13)		「男女共同参画審議会」を「男女共同参画会議」に改組 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002 (平 14)		
2003 (平 15)		
2004 (平 16)		「配偶者暴力防止法」一部改正
2005 (平 17)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催（ニューヨーク） 「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」再確認	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
2006 (平 18)		
2007 (平 19)		
2008 (平 20)		

福 井 県	敦 賀 市
女性の地位向上のための県内行動計画「福井県婦人対策の方向」策定	
企画開発部「少年課」を「青少年婦人課」に改め、課内に「婦人対策室」設置	
女性のための地位向上を推進する民間の女性団体「福井県婦人の地位向上推進連絡会」設立	
女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針「21世紀をめざすふくい女性プラン」策定	
「青少年婦人課」を「青少年女性課」に、「婦人対策室」を「女性対策室」に改称	
	女性の地位向上と組織化を推進する市民団体「敦賀女性ネットワーク」設立
「女性対策室」を「女性政策室」に改称 女性総合センターと生涯学習センターの複合施設「生活学習館」開館 財団法人「ふくい女性財団」設立	
「ふくい男女共同参画プラン」策定	
「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称	企画部企画調整課内に男女共同参画室を新設
「福井県男女共同参画計画」策定 「福井県男女共同参画推進条例」制定	「つるが男女共同参画プラン」策定 「男女共同参画室」を「男女共同参画課」に改組し、勤労福祉センター内に設置
「男女共同参画室」を「男女参画・県民活動課」に改組	
	「敦賀市男女共同参画推進条例」制定 「敦賀市男女共同参画審議会」設置 勤労福祉センター内に男女共同参画センター新設
	男女共同参画都市を宣言し、記念式典を開催
「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」策定 「福井県男女共同参画計画」改定	勤労福祉センターを廃止し、男女共同参画センターに機能を一元化 「敦賀女性ネットワーク」を「つるが男女共同参画ネットワーク」に改称
	「つるが男女共同参画プラン」改定 「男女共同参画課」を「市民協働課」に改称
	「市民協働課」内に「男女共同参画室」を設置



第 2 次
つるが男女共同参画プランの
概 要

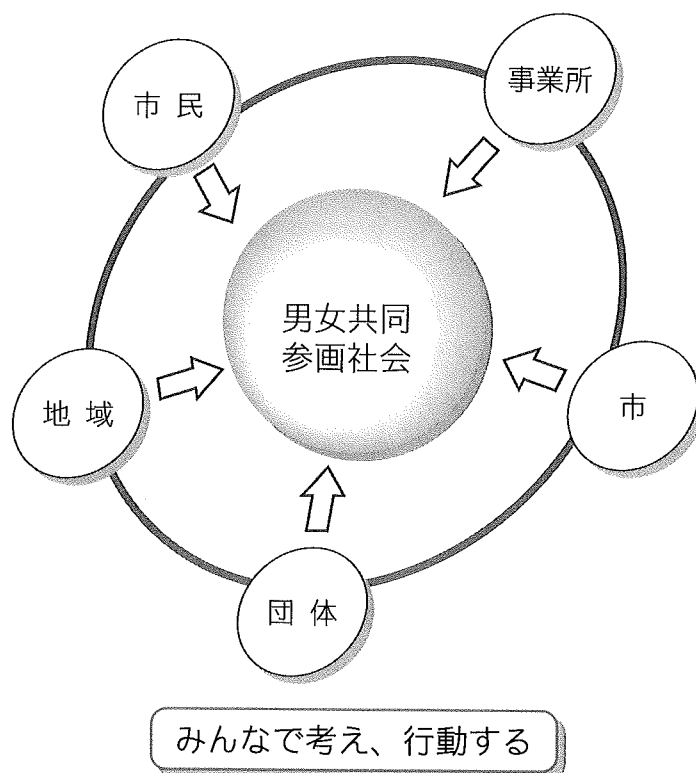


2. 第2次つるが男女共同参画プランの概要

(1) プランの役割

「第2次つるが男女共同参画プラン」は、これまでの男女共同参画の推進に関する成果を活かし、市や地域、事業所、そして市民が「みんなで考え、行動する」ためのガイドとなるよう、策定したものです。

なお、行政の取り組みについては国や県の取り組みとなる法令や計画、さらに「第6次敦賀市総合計画（平成23～32年度）」等にも配慮しています。



(2) プランの期間

「第2次つるが男女共同参画プラン」は、平成23年度を始期とし、平成27年度を目標年度とする5年計画です。

なお、計画期間中は市の取り組みを中心としてプランの進捗状況及び評価を毎年公表するとともに、社会情勢の変化に応じて必要な範囲で新たな施策を取り入れます。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度

第2次つるが男女共同参画プランの概要

(3) プランの特徴

男女の人権尊重を基本とする

男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な考え方は「男女の人権の尊重」です。人権が尊重される社会では、男女の違いに関わりなく対等であり、個人が主体性を持ち、自立していることが前提となります。これは以前のプランと同様の考え方です。

男女共同参画社会基本法

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

敦賀らしいプランづくり

第6次敦賀市総合計画（平成23年度～32年度）では敦賀市の将来都市像を「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」としています。敦賀は古くから海陸交通の要衝として繁栄し、「命のビザ」を持ったユダヤ人難民を温かく受け入れるなど、様々な交流の拠点となっており、これからも港まちとしての発展をめざしています。



このような特徴を活かし、本プランでも国際交流など外国人とのコミュニケーションを通じて男女共同参画を考えると、港まちにふさわしい男女共同参画の推進を掲げています。

あらゆる主体が、あらゆる場面で行動できるプランづくり

本プランは「みんなで考え、行動する」ことをめざして策定しました。そのために、次のような工夫をしています。

- ・「わたしたちに求められる行動」として、市民や事業所等に必要な行動を示しました
- ・取組みごとに、どの主体が役割を果たすのか示しました
(例：市民、事業所、団体、地域、市、関係機関)
- ・わたしたちが男女共同参画にかかわる場面ごとに取組みをまとめました
(例：生活環境、仕事環境、まちづくり)
- ・市が実施している主な事業などを詳しく紹介し、利用につなげるよう配慮しました

男女共同参画を推進するのは、社会にかかわるすべての主体です。みなさんが本プランを読んで理解するだけでなく、実際に男女共同参画を進めていくことが本プランの最も重要な役割と考えています。

(4) プランの体系

基本目標「男女共同参画社会形成への行動」

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定められています。

本プランもその基本的考え方に立ちながら、敦賀の特徴や実態に即し、さらにこれまでの成果を活かして行動することに重点を置いて策定しました。

そこで、本プランの基本目標を「男女共同参画社会形成への行動」とします。

1 男女の人権尊重の意識をつくる

あらゆる場で人権尊重の意識を高める取り組みとして、男女の人権教育を重視しつつ、これまで以上に人権尊重の意識啓発を推進します。またDVなどあらゆる暴力を防止し、被害者への支援体制を整え、安心して暮らせるようにします。

2 男女共同参画のための生活環境を整える

生活面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、家庭内で男女のお互いの意思を尊重した役割分担、特に家事や子育て、介護などと仕事との調和を図ります。また地域や市を含めた広い支え合いを推進するとともに、ひとり親家庭を支援します。

3 男女共同参画のための仕事環境をつくる

仕事面でのワーク・ライフ・バランスを実現するために、必要な施策を推進します。とりわけ女性の仕事環境としてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止、管理職の登用等を進め、また出産・育児前後における子育てと仕事に対する希望が実現するよう、企業の制度導入や就職相談等を行います。さらに農林水産業や自営業においても男女共同参画を進めます。

4 男女共同参画のまちづくりを推進する

お住まいの地区や友人など団体で主体的に活動する場で、男女共同参画を推進します。地区活動の場における啓発を行うとともに、女性役員の登用を促進します。また生活を守るための防災や災害時要援護者支援については、男女共同参画を積極的に進めることによって円滑な活動を推進します。さらにボランティア団体やNPO法人の活動を支援し、あらゆる団体における男女共同参画を推進します。

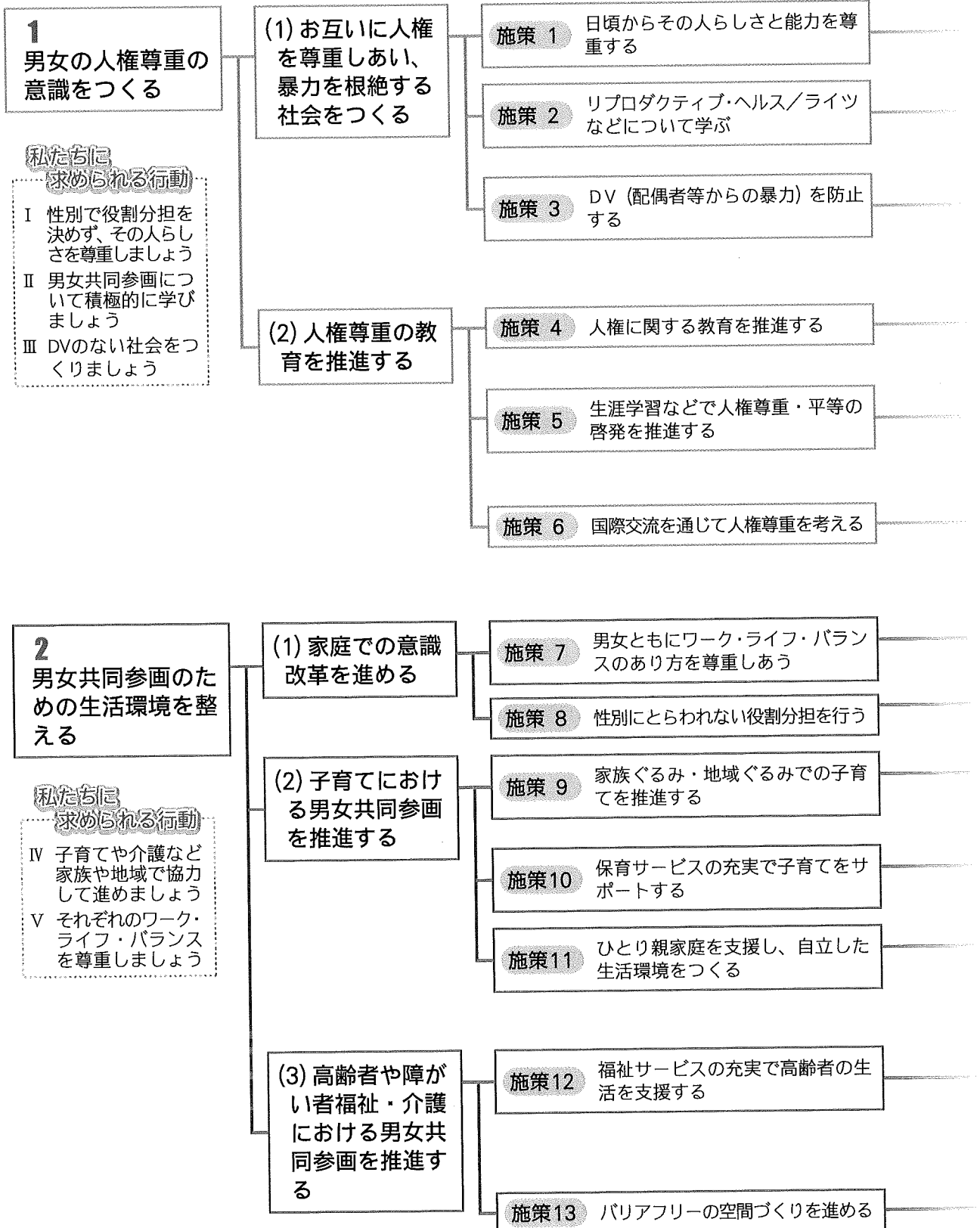
◎ 男女共同参画の視点を取り入れた推進体制

市が行う様々な行政サービスは、男女共同参画に関係するものが多くあります。敦賀市では男女共同参画室を拠点として、あらゆる施策が男女共同参画の視点を持ち、世代や生活形態などに応じてきめ細やかに実施されるよう、関係課との連携を強化します。

第2次つるが男女共同参画プランの概要

第2次つるが男女共同参画プラン具体的な施策の体系

【男女共同参画社会形成への行動】



実施主体 市民：☆ 事業所：▲ 団体：△ 地域：● 市：○ 関係機関（県、警察、学校などを含む）：★

- ① 人権尊重に関する啓発を充実する
- ★ ② 個人の意思や個性を尊重した進路指導を行う
- ☆ ③ 固定的な価値観にとらわれず人権を尊重した行動をする

- ☆ ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツなどについて学ぶ

- ① DVに対する正しい知識や被害者支援についての啓発を充実する
- ② DVに関する相談体制を充実し、被害者への支援を行う
- ★③ 通報体制を確立しDVの被害者を保護・救済する
- ④ デートDVや子どもへの暴力など、若年層の被害を防止する

- ★ ① 人権を尊重した教育を実施する
- ★② 教職員・児童・生徒の悩み相談等を充実する
- ③ 人権に配慮した校舎整備を行う

- ☆ ① 学習講座で人権尊重や男女平等を考える
- ② 女性問題や男女共同参画に関する蔵書を充実する

- ☆ ① 小・中学生の海外派遣などを通じて国際交流を深める
- ② 国際交流の場で人権尊重を学ぶ機会をつくる
- ③ 外国語講座や外国人向け日本語講座を開催し、円滑なコミュニケーションを支援する
- ④ 外国籍の市民向け総合相談窓口の設置や関連団体との連携を進める

- ① ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行う

- ☆ ① 家事や子育て、介護についての分担を性別に関係なく夫婦や家族で話し合って決める

- ① 周産期等における健康診査や子育ての相談、乳児健康診査などを実施する
- ② 子育てにおける父親の役割を考える講座を開催する
- ③ 子育て支援ネットワーク活動など、地域全体で子育てを支援する

- ① 子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスを充実する
- ② 学童保育を充実する

- ① ひとり親家庭の経済的負担を軽減する助成制度を実施する
- ★② ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、相談活動や就職支援などを行う

- ① 元気な高齢者の健康維持や生きがいづくりを支援する
- ② 住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
- ③ 単身世帯でも住み慣れた地域・自宅での生活が続けられるサービスを提供する
- ④ 家族による介護の心身・経済的負担を軽減するため、介護福祉サービスを充実する
- ⑤ 介護における男性の役割を考える講座を開催する
- ★⑥ 福祉サービスを提供する市民活動団体や機関の活動を促進する

- ☆ ① 市民が積極的にボランティア活動等に参加する
- ② ユニバーサルデザインに配慮した公共空間を整備する

第2次つるが男女共同参画プランの概要



○ ① 男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などを事業者、労働者双方へ啓発する
○ ② 主体的に啓発を行う団体を支援する
○ ③ 相談内容に応じて適切に窓口を紹介する
▲ ④ 男女共同参画に関する制度を導入する
○ ① 一人ひとりが望む働き方ができるよう、仕事と生活の調和の重要性を普及させる
▲ ① 各種休業制度の導入と利用、時差出勤、フレックス勤務制度など、個々の希望に応じた勤務が可能となる独自の仕組みを積極的に導入する
○ ① 再就職に向けての講座や研修会を実施する
○ ② 求人に関する情報提供や再就職の相談・支援を行う
○ ① 職業能力開発講座への参加を促進する
▲○① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する相談窓口を開設し、防止を図る
○ ① 休業制度等の周知や先進地事例の紹介を通じて制度の活用を図る
▲ ② 育児・介護休業が取得しやすい職場の雰囲気をつくる
▲ ① 人事考課制度を導入し女性職員を管理職等に積極的に登用する
▲ ② リーダーや管理職に就くための研修やキャリア・アップの機会を男女平等に与える
○★① 女性の農業委員の確保など、農業・漁業及び林業経営の方針決定過程へ女性の参画拡大を図る
○★② 女性経営者の学習・研鑽活動を充実する
○ ① 地域の施設やイベントを通じて啓発を行う
△ ② 区長やPTA会長等地域団体の代表または役員などへの女性の登用を促進する
△ ③ 男女共同参画の視点で地域防災活動や災害時要援護者支援、環境保全活動を行う
☆ ④ 男女とも地区コミュニティの活動に積極的に参加する
○ ① まちづくり活動についての情報提供や支援を行う
○ ② NPO法人の設立に向けた支援を行う
△ ③ まちづくり活動を活性化する
○ ① 多様なまちづくり団体の連携を図り、活動を活発化する
○ ② 市民からの意見を聞く場で女性の参画を促進する
○ ① 地域・職場・家庭で男女共同参画を実践するための講座を開催する
○ ② 講座・講演会等開催時に一時保育を実施する
○ ③ 広報紙やRCN行政チャンネル、FMラジオ、ホームページを積極的に活用して広報の継続と徹底を図る
○ ① 市民による男女共同参画情報紙を発行する
○ ① 性による差別的取扱いに対する相談業務を充実する
○★② DVに対する相談や通報体制を確立し被害者を支援・救済する
○ ① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○★② 様々な分野で活躍する人材を育成し、男女共同参画の実践を進める
○ ① NPO法人やボランティア等、市民活動団体設立・運営やイベント等の開催を支援する
○ ② 市職員が地域での活動を積極的に実践し、市民協働の意識高揚を図る
○ ③ 市長への提案メールや審議会への市民公募など、市民の幅広い市政参画を促進する
○ ① 各種審議会や委員会での女性の登用率向上を図る
○ ① 人事考課制度の活用により女性職員を管理職等へ積極的に登用する
○ ① 男女共同参画推進団体等の活動を促進する
○ ② 男女共同参画室を中心に全庁的な推進体制を構築する
○ ① あらゆる広報・出版物等で男女の人権をふまえた表現に配慮する
○ ② 男女共同参画社会の実現に向けて、市行政の取り組み状況を把握・評価する
○ ③ 男女共同参画の視点での事業を実施するため、職員の研修を行うなど意識の高揚を図る

